

## 「入札説明書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	1	(4)	-	事業の目的	既存浄水施設の「老朽化・耐震性の課題」とありますが具体的にどのような課題があるのか御教示下さい。	既存浄水施設は建設後50年近くが経過し、老朽化が進んでいます。また、耐震性についても不足しています。
2	7	第2	2	(1)	-	事業者の募集・選定スケジュール	技術的対話の回答内容により設計内容の変更も考えられますが、入札書及び提案書の受付までが約1ヵ月しかありません。8月中の回答公表を希望いたします。	技術的対話の回答公表時期は現在のところ入札説明書に示したスケジュールを予定しています。なお、可能な限り早期の公表に努めます。
3	7	第2	2	(1)	-	事業者の募集・選定スケジュール	技術的対話の回答公表が9月上旬となっておりますが、公表後から提案書提出まで1ヵ月ほどしかなく、技術的対話の結果によっては提案施設設計や提案内容等を変更する必要が生じるため、回答公表を8月下旬としていただけないでしょうか。	質問回答No.2をご参照ください。
4	9	第2	2	(2)	オ(ウ)	技術的対話	技術的対話の参加申込みについて、グループで12名以内との制限がございますが、構成員数も多いことから3名程度の増員を希望いたします。参加人数制限緩和していただけないでしょうか。	参加人数は15名までとします。様式集(修正版)P.16をご確認ください。
5	9	第2	2	(2)	オ(ウ)	技術的対話	技術的対話への参加可能人数について、様式-8では参加者12名以内とありますが、増員は可能でしょうか。15名程度を希望いたします。	質問回答No.4をご参照ください。
6	9	第2	2	(2)	オ(ウ)	技術的対話	申込者は、1社だけでなく、複数企業とすることも可能でしょうか。	グループでの参加とします。
7	10	第2	2	(2)	オ(オ)	回答の公表	申込者が非公開を希望する内容については非公開として頂くことは可能でしょうか。	可能です。
8	12	第2	3	(1)	エ(ア)	C 構成企業1(土木・建築工事)	構成企業1の施工実績要件で、「浄水場の主要な施設構造物の新設又は更新工事」の主要な構造物とは、浄水施設の「沈澱池」は該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	27	第8	4	(1)	-	著作権	「本事業の公表及び市が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」と記載が御座いますが、使用する際には事前に、事業者へ開示する旨をご連絡いただけますでしょうか。	事前に当該入札参加者に連絡します。

「入札説明書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
10	27	第8	4	(1)	-	著作権	「市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」と記載されていますが、使用の際は入札参加者の了解を得るという解釈でよろしいでしょうか。	提案書を公表する場合は、事前に当該入札参加者の了解を得ることとし、営業上または技術上の秘密に属する内容は公表しません。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	2	(5)	-	対象施設の概要	本事業における、原水水質の上限値及び要求される浄水水質については、基本設計を参照すればよろしいでしょうか。	原水水質の上限値及び要求される浄水水質については、基本設計をご確認ください。
2	2	第1	2	(5)	-	既設流用	既設排水池は2池ありますが、既設は2池同時運用でしょうか。また、新設での運用時も2池同時運用との理解でよろしいでしょうか。	既設及び新設ともに2池同時運用です。
3	3	第1	2	(5)	図2	整備対象範囲	送水配管について、接続点 第1配水池への送水管とは別に、接続点 第1配水池～第2配水池連絡管に接続するようにも見受けられます。接続する対象配管がどれかご教示ください。 	送水配管の接続対象は、接続点及び接続点の両方です。対象配管は、接続点に接続する管及び接続点に接続する管としてください。なお、要求水準書（修正版）P.16図6をご確認ください。
4	4	第1	2	(5)	ア表1	1-5 その他	雨水調整池について、配置及び容量は提案事項と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書に定める機能・性能を満足するよう計画してください。
5	12	第1	2	(10)	-	事業スケジュール	設計・工事期間は事業契約締結日の翌日～令和15年3月31日（6年間）となっておりますが、設計完了期限、工事着手時期は、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	12	第1	2	(10)	-	事業スケジュール	設計・工事期間を事業契約締結日の翌日～令和15年3月31日（6年間）としており、設計期間、工事期間それぞれの期間の記載がありません。事業者側で検討し工期内に建設が完了すれば良いでしょうか。	質問回答No.5をご参照ください。ただし、設計・工事期間には完成検査及び引渡しを含みます。
7	14	第1	3	(1)	工	事業者を求める役割	市とのパートナーシップの構築（技術継承）とありますが、例えば運転操作マニュアルを作成するなど、技術継承のために具体的に何かを行う必要があるのでしょうか。	現時点で市として特段の指定はありません。事業者の提案に委ねます。なお、運転操作マニュアル作成については、要求水準書（修正版）P.33 工をご確認ください。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
8	15	第1	4	(1)	-	試運転	試運転時に新施設に供給可能な洗浄水(浄水)の最低～最大水量をご教示ください。 また既設排水池・排泥池への排出可能な最低～最大水量をご教示ください。 (試運転に要する期間検討に使用します)	基本設計図書をご確認ください。
9	15	第1	4	(1)	-	試運転	試運転時に洗浄排水を排出する必要がありますが、既設急速ろ過池の洗浄頻度および1回あたりの排水量をご提示願います。	追加しました閲覧資料10ろ過池洗浄回数集計表をご確認ください。
10	15	第1	4	(2)	-	工事取合い条件	所有者の異なる敷地、とありますが、基本設計で計画されているルートにて該当する箇所があればご教示ください。	該当箇所は建設予定地北側の水路横断部です。
11	15	第1	4	(2)	-	工事取合い条件	「既存施設に接続する経路に所有者の異なる敷地がある場合」と記載されておりますが、基本設計で計画されているルートにて該当する箇所があればご教示ください。	質問回答No.10をご参照ください。
12	15	第1	4	(2)	表7	工事取合い条件	消毒設備は...接続、とありますが、接続対象は1点でしょうか。 また注入対象となる地下水系については、流量信号をいただき定率制御という理解でよろしいでしょうか。	接続対象の箇所数については、ご理解のとおりです。 制御方法については、事業者の提案に委ねます。
13	15	第1	4	(2)	表7	工事取合い条件	将来新設する管理棟(2階)と歩廊で接続予定とのことですが、接続予定の管理棟のフロアレベル等の条件はない理解でよろしいでしょうか。	基本設計図の中間ポンプ井・薬品貯留棟及び管理棟(2階)の高さを参考としてください。
14	16	第1	4	(2)	図6	工事取合い	図6中に、既設排水処理設備からの返送水について、取合い箇所及び配管想定ルートをご教示いただけないでしょうか。	基本設計の将来配置計画を踏まえた上で、取合い箇所及び配管ルートは事業者の提案に委ねます。
15	16	第1	4	(2)	図6	工事取合い	既設排水処理設備からの返送水の配管ルート、接続ヶ所を教えてください。	質問回答No.14をご参照ください。
16	16	第1	4	(2)	図6	工事取合い	既設排水処理設備からの返送水について、取合い箇所及び配管想定ルートをご教示ください。	質問回答No.14をご参照ください。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
17	16	第1	4	(2)	図6	工事取合い	沈澱池およびろ過池排水、ろ過逆洗管、移送（送水）管の記載はございますが、排水・排泥池からの返送水管の設置は必要ないとの理解でよろしいでしょうか？ 必要な場合は接続箇所がわかる資料のご提供をお願いいたします。	排水・排泥池からの返送水管は将来設計を考慮して設置して下さい。 接続箇所及び敷設ルートについては、事業者の提案に委ねます。
18	16	第1	4	(2)	図6	工事取合い	既設浄水場と新設用地の間 に存在する「水路」の横断が ございますが、ここを通すこ とについての事前関係期間協 議は完了しているとの理解で よろしいでしょうか？ また、「雨水排水・農業農振 地域からの除外手続き」につ いても同様です。 ただし、事業者選定後の協議 については、協議を行います。	事前の関係機関協議につい ては完了していません。水路横 断及び農業振興地域からの除 外手続きを含む関係機関協議 は、市が主体となって行いま す。事業者は、協議に必要な 資料を作成していただきま す。 なお、協議が難航し事業者の 責によらない理由で事業に影 響が生じる場合は、市と協議 の上、対応を決定します。
19	16	第1	4	(2)	図6	工事取合い	配管取合い位置については提 案事項と考えてよろしいで しょうか。 	ご理解のとおりです。
20	17	第1	4	(3)	ア	前提条件	その他の前提条件として、建 設工事期間に必要な施設能力 は、60,480m <sup>3</sup> /日以上とする こと、とありますが、今回事 業では既設能力低下は想定さ れないと思われます。施設能 力を明記した意図をご教示く ださい。	計画浄水量以上の施設能力を 確保するために、「以上」と 表記しました。
21	17	第1	4	(3)	イ(ア)	計画浄水量	計画浄水量について、 最大：60,480m <sup>3</sup> /日 平均：33,280m <sup>3</sup> /日 という理解で宜しいでしょ うか。 また「最小水量」についてご 教示ください。	計画浄水量は基本設計報告書 P.4-6に示すとおりです。 なお、平均浄水量について は、要求水準書（修正版） P.17をご確認ください。
22	17	第1	4	(3)	イ(ウ)	耐用年数	以下の...耐用年数以上が維持 できる仕様とありますが、 維持管理は本事業範囲外のた め、「...の維持が期待できる 仕様」という解釈でよろしい でしょうか。	適切な維持管理が行われるこ とを前提としております。 「耐用年数以上の性能維持が 期待できる仕様」と解釈して いただいて差支えありませ ん。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
23	18	第1	4	(3)	イ(オ)	b 排水処理施設 (排水池)水位	HWLの記載はありますが、LWLについてご教示ください。また、土木構造図をご提示いただけますでしょうか。既設排水池の流用可否確認に使用いたします。	誠に申し訳ございませんが、現在提供できる土木構造図はありません。 なお、LWLにつきましては、追加しました閲覧資料11 排水処理フロー図をご確認ください。
24	19	第2	2	(1)	-	事前調査業務	「事前調査業務は、本浄水場の設計業務及び建設工事を行う上で必要となる測量、地質調査、試掘調査等を行う業務である。」と記載されていますが、貴市実施済の既往調査結果について現状開示されている物が、これら調査内容と現地の状況に相違があった場合や調査内容に不足があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	市が開示した既往調査結果と現地状況に大きな相違があった場合には、協議のうえ、対応を決定します。 なお、必要に応じて実施する追加調査については設計変更の対象にはなりません。
25	19	第2	2	(1)	工	土壌汚染調査	「土壌汚染対策法に基づき調査」と記載がございますが発注者側での汚染調査は行っていますでしょうか。もし実施していれば調査結果の開示をお願いいたします。	福井市では、土壌汚染対策法に基づく汚染調査は実施していません。 なお、事前調査業務の中で土壌汚染調査を実施し、汚染が確認された場合は、市と協議の上、対応を決定します。
26	19	第2	2	(1)	オ	雨水・汚水排水経路の確認	市と協議を行い...決定、とありますが、提案時から変更となった場合は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
27	19	第2	2	(1)	オ	雨水・汚水排水経路の確認	「排水経路については、市と協議を行い、排水の接続場所を決定」と記載されておりますが、提案時に検討した場所から貴市との協議により変更となった場合は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
28	21	第2	3	(1)	ス	全般事項	塩素腐食の懸念がある箇所については、樹脂を使用することは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、強度と耐久性を確保して下さい。
29	22	第2	3	(2)	ア(イ)	着水井	片系停止時の処理水量について、ご教示ください。仮に提案事項である場合、フロック形成池以外の沈澱池各池も同様の考えでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
30	22	第2	3	(2)	ア(イ)	着水井	返送水の受入れは、取水とは別配管で敷設する計画でしょうか。	返送受入については新たに別配管で敷設してください。敷設ルートは事業者の提案に委ねます。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
31	22	第2	3	(2)	ウ(キ)	フロック形成池	排水は...床排水ポンプを設け、とありますが、管廊内の排水のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	23	第2	3	(2)	オ(イ)	急速ろ過池	下限値の120m/日程度、とありますが、新施設のろ過速度の下限値が、設計指針に記載されるろ過速度の下限値である120m/日という理解でよろしいでしょうか。従って、新施設のろ過速度は設計指針に記載される120～150m/日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	23	第2	3	(2)	オ(イ)	急速ろ過池	洗浄速度及び時間等の洗浄条件は提案事項と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
34	23	第2	3	(2)	オ(ク)	急速ろ過池	捨水設備...各池の水質、とは、濁度+残塩という認識でよろしいでしょうか。またろ過池複数池に対して濁度計1台の構成(サンプリングライン切替)としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 濁度計の構成は事業者の提案に委ねます。 なお、様式-13クリプトスポリジウム対策で提案して下さい。
35	23	第2	3	(2)	カ(イ)	中間ポンプ井	滞留時間は30分以上とありますが、15分/池×2池という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	23	第2	3	(2)	カ(イ)	中間ポンプ井	貯留量が過不足...調整、とありますが、中間ポンプ井の水位調整を目的とし、ポンプ3台常用にて回転数制御、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ポンプ台数については4台(内1台予備)としてください。
37	24	第2	3	(2)	キ	薬品注入設備	...を満した薬品を使用、とありますが、既設で使用している薬品の仕様(濃度、等級、比重、等)をご教示ください。	追加しました閲覧資料12 薬品購入仕様書をご確認ください。
38	24	第2	3	(2)	キ(オ)	薬品注入設備	本項は、次亜貯蔵槽に対する要求事項、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	24	第2	3	(2)	キ(カ)	薬品注入設備	注入率...既設と同様、とありますが、既設と「同等以上」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	24	第2	3	(2)	キ(ク)	薬品注入設備	予備機の考え方については提案事項と考えてよろしいでしょうか。既設同様に共通予備機の採用は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
41	24	第2	3	(2)	ク(ア)	受変電設備	仮設電源、とありますが、既設送水ポンプ棟電気室から高圧電源を供給するとして、接地工事は今回事業範囲での実施はどのようにお考えでしょうか。	事業者の提案によるものとし、関係法令、電気設備技術基準等を満足する様に検討ください。また、安全性及び設備機能を確保できる計画としてください。 なお、仮設電源棟については提案内容に応じ恒久的利用も想定されるため、必要な接地設備を適切に計画してください。
42	24	第2	3	(2)	ク(イ)	受変電設備	上屋...撤去できる構造、とありますが、本施設建屋内に設置する場合は上屋撤去をしなくても要求未達とはならないでしょうか。	要求水準未達にはなりません。「上屋...撤去できる構造」については、あくまで受変電設備用の上屋を設けた場合です。施設内に電気室等を設けた場合はその限りでは有りません。
43	24	第2	3	(2)	ク(カ)	受変電設備	電源系統ごと...、とありますが、電源系統の区分は提案事項と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	24	第2	3	(2)	ク(キ)	受変電設備	変圧器は必要容量、とありますが、本事業範囲を対象とし将来分は含まない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし提案内容に応じ、恒久的利用も想定されるため必要な容量を適切に計画してください。
45	25	第2	3	(2)	ケ	無停電電源装置	無停電電源装置の必要容量は、本事業範囲を対象とし将来分は含まない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	25	第2	3	(2)	サ(ア)	表10 既設着水井・混和池設備計測項目	表中にある（機械手配）とは何かご教示ください。	機械設備の付属品です。
47	25	第2	3	(2)	サ(ア)	表10 既設着水井・混和池設備計測項目	表中にある（機械手配）とは、特に機種指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	25	第2	3	(2)	サ(ア)	表10 既設着水井・混和池設備計測項目	機種に明記されているものからの変更は要求未達となるのでしょうか。同程度の精度や直管長であれば変更提案は可能でしょうか。（例えば、流量計：電磁超音波、等）	要求水準未達にはなりません。要求水準書に記載の「既設設備と同程度以上」の目安として既設形式を記載しました。金額と精度、施工性のバランスで検討ください。
49	26	第2	3	(2)	サ(ア)	表12 既設ろ過池設備計測項目	ろ過流量の機種がオリフィス式となっていますが、電磁流量計の誤記でしょうか。	オリフィス式です。追加しました閲覧資料13 ろ過池関連流量計リストをご確認ください。
50	26	第2	3	(2)	サ(ア)	表12 既設ろ過池設備計測項目	総ろ過流量は、各池の流量の合算としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
51	27	第2	3	(2)	シ(ア)	監視制御設備	改築更新が行われる計画、とありますが、この計画自体は本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。 またこの計画は本事業進行中に実施される予定ですが、内容変更が生じた場合による追加対応等は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	計画自体は現在設計中ですのでご理解のとおりです。 また、更新中の監視制御設備において内容変更が生じた場合、協議の上、対応を決定します。
52	27	第2	3	(2)	シ	監視制御設備	既設管理棟の監視制御設備に伝送を行う、とありますが、「中央監視設備(改造)」つまり既設の機能増設は別途電気工事範囲であり、本事業範囲は既設水処理コントローラ盤およびろ過池コントローラ盤への伝送信号接続のみ、という理解でよろしいでしょうか。 本事業の所掌範囲における詳細内容をご教示ください。	伝送信号接続のみでは無く、不足カードの増設、LCD監視画面の改修等も含まれます。 また、本事業の詳細は、契約締結以降、中央監視メーカーと協議の上、内容を決定して下さい。 なお、中央監視設備の伝送方法は、今回の工事でコントローラ盤を新設する提案も可能です。
53	28	第2	3	(2)	ス(ア)	サンプリング系統	表14, 図7に示されているサンプリング必要箇所は基本設計に基づく内容であり、今回の提案内容に合わせてサンプリング点は変更可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	28	第2	3	(2)	ス(イ)	サンプリング系統	既設の水質検査室や毒物監視用魚槽からの排水は、本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。また、1次側の配管接続点位置は提案事項でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	29	第2	3	(2)	セ	配管	対象は場内埋設配管という認識でよろしいでしょうか。構造物内のプラント配管、薬注やサンプリング配管は対象外という認識でよろしいでしょうか。	対象は主として場内埋設配管です。ただし、第2.3(2)セ「配管」に記載する事項のうち、内容に応じて、構造物内の配管、薬注配管及びサンプリング配管等にも適用されるものがあります。このため、埋設管のみに限定して適用されるものではなく、各配管の用途、設置条件及び維持管理性等を踏まえて適切に計画して下さい。
56	30	第2	3	(2)	セ(ロ)	配管	不断水工法とするかどうかは、提案事項と考えてよろしいでしょうか。	基本設計にて、不断水工法による接続を選定しております。 ただし、浄水場の安定給水に支障をきたさないよう十分に配慮した計画であれば認めます。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
57	30	第2	3	(2)	ソ(イ)	復旧	維持管理性の向上等に寄与するため、既設用地と新設用地を繋ぐ車両通行可能な通路を提案予定ですが、本提案を行う場合においてもフェンスの復旧は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。既設用地と新設用地を繋ぐ通路を設ける場合であっても、外部からの侵入が防げるように、通路部分以外のフェンスについては原則として復旧が必要と考えます。
58	30	第2	3	(2)	ソ(イ)	場内整備	植栽などについても提案、とありますが、緑地率のご指定はありますか。	福井市の定めによります。福井市担当部署にご確認ください。
59	30	第2	3	(2)	ソ(イ)	場内整備	「景観に配慮した場内整備として植栽などについても提案すること。ただし、維持管理についても考慮するものとする。」と記載がございますが、他の事例においては、維持管理の大変さから、「植栽を行わない」等の要望を受けることが非常に多いため、そのような提案を行うことは可能でしょうか？	可能です。植栽を行わない提案も認めます。ただし、要求水準書に定める「景観への配慮」を満たす代替案（フェンスのデザイン、外装仕上げ等）を合わせて提案してください。
60	30	第2	3	(3)	-	設計に伴う関係機関協議及び各種申請資料作成業務	提案書作成時に貴市の都市計画課や建築指導課等の担当部署と事前協議を行っても宜しいでしょうか。	可能です。ただし、個別の詳細案件については各担当課の回答を保証するものではなく、あくまで事前協議の場における検討事項となります。
61	31	第2	3	(3)	ア	雨水排水に関する協議	「放流先の管理者との協議を行い」と記載されておりますが、受注後の協議によって提案内容が変更となった場合は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
62	31	第2	3	(3)	ア	雨水排水に関する協議	放流先の管理者との協議、とありますが、受注後の協議にて提案時から変更となった場合は設計変更の認識でよろしいでしょうか。	質問回答No.61をご参照ください。
63	31	第2	3	(3)	イ	農業用水路	新規用地周辺の農業用水路は既設のまま使用することが前提とのことですが、管理者との協議の上、既設をそのまま使用できないとなった場合は、発注者の責による対応が行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
64	31	第2	3	(6)	(I)	工事費内訳書	「工事費内訳書（経費は水道事業実務必携（最新版）より算出し、単価は可能な限り公共単価を用いること。」との記載がございますが、今回、DB事業であり、JV内での最終設定額は、歩掛に関係なく設定をしておりますが、この部分で金額調整をするお考えでしょうか？ また、どの程度までの数量の明示をすればよろしいのでしょうか？	工事費内訳書は、内訳の整理及び積算根拠の確認を目的として提出を求めるものであり、特定の項目で金額調整を求めるものではありません。 なお、工事費内訳書の作成に当たり、経費は水道事業実務必携（最新版）を参考として算出してください。 また、数量の明示は、主要な工種・設備ごとに金額の算定根拠が確認できるものが必要です。
65	32	第2	4	(2)	ア	工事全般	既設浄水場内の新第2配水池建設予定地並びに正面玄関西側駐車場スペースは、仮設ヤード及び現場事務所、トイレ、作業員休憩所等並びに工事従事者の駐車場用地として使用させていただくことは可能でしょうか。	可能とします。
66	32	第2	4	(2)	ア(オ)	建設工事の実施に当たっての留意事項	見学者の対応について、1回あたりの最大人数はどのくらいでしょうか。	見学者の1回あたりの最大人数は、対象者や見学内容に応じて、市と協議の上、決定します。
67	32	第2	4	(2)	ア(オ)	(オ) 見学者対応	見学者対応の頻度はどのくらいを想定されていますでしょうか。	見学者対応の頻度は、現場の状況等を踏まえ、市と協議の上、決定するものと想定します。
68	32	第2	4	(2)	ア(オ)	工事見学者対応	「市及び地元等の要請に応じ見学者の対応をすること」と記載がございますが、見学者は概ね、大人との想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	32	第2	4	(2)	ア(カ)	工事全般	本事業で発生する残土は、自由処分もしくは指定処分でしょうか。	本事業で発生する残土については、指定処分ではなく、関係法令を遵守の上、事業者の責任において適切に処分するものとします。
70	33	第2	4	(2)	イ	工事工程	施工ステップは提案事項と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	33	第2	4	(2)	イ	土留め壁の存置可否	掘削のために土留め壁を設置する場合、存置することは可能でしょうか。	原則として、土留め壁の存置は認めません。 ただし、撤去することが構造上・施工上困難であり、かつ周辺への影響があると判断される場合は、市と協議の上、対応を決定します。 なお、土留め壁以外の仮設構造物についても同様です。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
72	33	第2	4	(2)	ウ(イ)	試運転期間	試運転期間6ヶ月程度の期間とは、新設る過池の立ち上げ用逆洗排水について、既設排水池へ遅滞なく受入・処理をして頂けることとしての設定期間でしょうか。	試運転期間は6か月程度としていますが、これは新設施設の性能確認や調整に必要な期間の目安であり、6か月間の連続運転を要求するものではありません。新設る過池の立ち上げ用逆洗排水の既設排水池への受入・処理については、試運転計画の中で適切に検討してください。
73	33	第2	4	(2)	ウ(ウ)	試運転に必要な水	供給可能な水量について提示をお願いいたします。	質問回答No.8をご参照ください。
74	33	第2	4	(2)	ウ(ウ)	性能試験・試運転	試運転に必要な水は市が供給とありますが、その他の電気および薬品についても市の支給と考えてよろしいでしょうか。	試運転に必要な水のみ、市より支給します。 設計工事請負契約書 特記規定第11条をご確認ください。
75	33	第2	4	(2)	エ	マニュアルの整備	本浄水場の「運転監視要領」、「運転操作要領」、「運転管理マニュアル」を作成するにあたって、市が作成して使用している運転操作及び各施設清掃等に関するマニュアル類を事業者選定段階で提供いただくことは可能でしょうか。	受注後、マニュアル類があるものについては市より提示します。
76	34	第2	4	(3)	-	建設工事に伴う各種許認可の申請に係る業務	「事業者は、建設工事に伴う各種認可等の申請は、事業者の責任において行うこと」と記載されておりますが、想定される「許認可」につきましてご教示いただけないでしょうか。	事業者が取得すべき許認可は、要求水準書（修正版）P.12「(11)関連法令等の遵守」に記載されている関係法令等、指針及び各種基準等、仕様書等に基づく各種許認可や届出が具体的に該当します。
77	35	第2	6	-	-	モニタリング	貴市のモニタリングの頻度はどの程度を想定されているかご教示ください。	設計工事請負契約書別紙1に準じます。
78	36	第2	8	表17	1	業務分担表	業務分担表の分担者はその内容に関するリスクも負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	36	第2	8	表17	2	業務分担表 2.2 設計・建設に必要な申請書類作成等	建築確認申請について、申請および費用負担は貴市にて行うものとし、事業者は申請書類作成まで、と考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請の費用は市が負担します。書類作成及び申請手続きは事業者が行うことを考えています。 なお、申請手続きは、市から事業者へ委任します。

## 「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
80	36	第2	8	表17	2	業務分担表 2.2 設計・建設に必要な申請書類作成等	建築確認申請は事業者は申請書類を作成し、市側で申請対応（費用を含め）するという理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.79をご参照ください。
81	36	第2	8	表17	2	業務分担表 2.4 補助申請	市リスクの補助申請は具体的に何になりますでしょうか。	現時点では、国庫補助金・交付金等に係る申請を想定しています。
82	36	第2	8	表17	4	業務分担表 4.1 新設対象施設	運転操作設備（仮設）とありますが、6ページ表6では（仮設）の記載がありません。どちらが正でしょうか。	（仮設）は削除します。 要求水準書（修正版）P.36をご確認ください。
83	36	第2	8	表17	5	業務分担表 5.1 工事監理業務	工事監理について、建築士法に關係する工事監理は民間事業者の業務範囲と記載されていますが、具体的な要求水準は求められていない理解です。建築士法（建築基準法）を遵守していれば、具体的な実施内容や実施体制は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
84	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.4 制度関連 法制度	「上記以外のもの」が民間事業者となっていますが、どのようなものが該当するのか、具体的にご教示ください。また、なぜ事業者側のリスクなのか意図をご教示ください。	「上記以外のもの」としては、例えば労働法制の変更など、本事業に直接関わるもの以外の一般的な法制度の変更を想定しております。これらは事業者の皆様がの事業運営全般に関わる事項であり、通常、事業者の皆様にご対応いただく範囲と考えています。
85	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.4 制度関連 法制度	「上記以外のもの」が民間事業者となっていますが、どのようなものが該当するのか、具体的にご教示をお願いいたします。	質問回答No.84をご参照ください。
86	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.4 制度関連 許認可遅延	「事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの」で、申請が市で実施される場合の遅延リスクは全て事業者となりますでしょうか。	市が実施する申請であっても、事業者が取得すべき許認可に関する遅延リスクは、原則として事業者の負担となります。
87	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.4 制度関連 許認可遅延	事業者が取得すべき許認可とは具体的に何になりますでしょうか。ご教示ください。	質問回答No.76をご参照ください。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
88	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.8 見学者対応	施設の工事による見学者の怪我は事業者のリスクとありますが、『工事の不備』と読み替えてよろしいでしょうか。見学者の引率は貴市の業務分担となり齟齬が生じています。	見学者の怪我に関するリスクについて、「工事の不備」と読み替えていただいて問題ありません。見学者の引率については、要求水準書（修正版）P.32表16に示す通り、民間事業者の業務となります。
89	37	第2	8	表18	1	リスク分担表 1.17 不可抗力	最近の社会情勢（特にイラン情勢）の影響で、建設資材等の調達が遅延するなど深刻な問題が発生しております。工期延期が必要な場合の柔軟な対応を希望いたします。	社会情勢の変化による資材調達の遅延や工期延期については、協議の上、決定します。
90	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.17 不可抗力	最近の社会情勢（特にイラン情勢）の影響で、建設資材等の調達が遅延するなど深刻な問題が発生しております。情勢を踏まえた柔軟な協議、対応を希望いたします。	質問回答No.89をご参照ください。
91	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.17 不可抗力 1.20 物価	一定の金額・割合までとありますが、具体的にどの程度までの事業者負担を想定されているのでしょうか。現状の社会情勢で資材不足などの問題が発生しており、影響を受けるものと考えております。ご考慮をお願いします。	民間事業者の皆様にご負担いただく割合については、設計工事請負契約書の不可抗力の条項および物価変動の条項に明記しておりますので、そちらをご確認ください。
92	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.17 不可抗力	注2に「一定の金額・割合までは事業者が負担」と記載がございますが、具体的にどの程度までの事業者負担を想定されているのでしょうか。	民間事業者の皆様にご負担いただく割合については、設計工事請負契約書の不可抗力の条項に明記しておりますので、そちらをご確認ください。
93	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.20 物価	最近の社会情勢（特にイラン情勢）の影響で、建設資材等が高騰し各企業の経営に影響を与える深刻な問題が発生しております。不可抗力とも関連した、柔軟な協議対応を希望いたします。	建設資材等の高騰については、設計工事請負契約書に定める物価変動に対応する条項に基づき対応します。
94	37	第2	8	表18	1	リスク分担表（共通） 1.20 物価	最近の社会情勢（特にイラン情勢）の影響で、異常な建設資材等の高騰が見受けられます。情勢を踏まえた柔軟な協議対応を希望いたします。	質問回答No.93をご参照ください。
95	38	第2	8	表18	2	リスク分担表（設計・建設） 2.1 事前調査	事業者が実施した追加調査と貴市実施済みの事前調査に齟齬が生じた場合は設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	市と協議の上、決定します。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
96	38	第2	8	表18	3	リスク分担表（設計・建設） 3.1 地中埋設物	入札説明書等に記載のない大規模な埋設物とは、本事業の工期、費用、または施工方法に著しい影響を与える可能性のある規模の埋設物を想定しています。	入札説明書等に記載のない大規模な埋設物とは、本事業の工期、費用、または施工方法に著しい影響を与える可能性のある規模の埋設物を想定しています。
97	38	第2	8	表19	3	リスク分担表（設計・建設） 3.5 性能	要求性能不適合について、原水水質の変動リスクは貴市側の負担と考えてよろしいでしょうか。	本事業は維持管理を含んでおりませんが、要求水準書（修正版）P.17「(3)要求する機能及び施設」の「ア 前提条件」において、事業者が「機能を常時確保できる浄水処理のシステムを構築すること」を求めています。このため、原水水質の変動に対応できる浄水施設を設計・建設する責任は事業者にあります。よって、原水水質の変動リスクは事業者の負担です。なお、原水水質の変動が基本設計にて想定している範囲を逸脱した場合は、その限りではありません。
98	39	閲覧資料一覧	閲覧資料1	九頭竜浄水場施設配置計画図	P.5-51	-	新設管（浄水系）南から北に上る管を西側に約10m移動してもよろしいでしょうか。	基本設計の将来配置計画を踏まえた上で、管の埋設位置は事業者の提案に委ねます。
99	39	閲覧資料一覧	閲覧資料1	九頭竜浄水場施設配置計画図	P.5-51	-	新設管（浄水系）は第1配水池管 600に接続し、第1配水池～第2配水池連絡管 1000へは接続しないのでしょうか？	接続します。 なお、要求水準書（修正版）P.16 図6をご確認ください。
100	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	配水管 1200福井中配水池への竣工図（CAD図）を開示して下さい。	誠に申し訳ございませんが、現在提供できる竣工図（CAD図）はありません。
101	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	原目送水管 700の竣工図（CAD図）を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照ください。
102	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	中ノ郷導水管 1350の竣工図（CAD図）を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照ください。
103	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	浅第9水源井電源、制御の竣工図（CAD図）を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照ください。
104	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	場内井戸水管 250の竣工図（CAD図）を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照ください。
105	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	場外井戸水管 300の竣工図（CAD図）を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照ください。
106	39	閲覧資料一覧	閲覧資料2	九頭竜浄水場配管図（既設）	図面番号 K005	-	場内井戸水管 400の竣工図（CAD図）を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照ください。

## 「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
107	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	第1配水池管 600の配管の 竣工図(CAD図)を開示して下 さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
108	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	場内排水管の竣工図(CAD図) を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
109	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	第2配水池管 1000の配管の 竣工図(CAD図)を開示して下 さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
110	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	給水管 250の配管の竣工図 (CAD図)を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
111	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	場内井戸水管 700の配管の 竣工図(CAD図)を開示して下 さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
112	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	沈澱水管 1350(急速ろ過池 へ)の配管の竣工図(CAD図)を 開示して下さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
113	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	沈澱池排水管 300の配管の 竣工図(CAD図)を開示して下 さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
114	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	沈澱池排泥管 500の配管の 竣工図(CAD図)を開示して下 さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
115	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	洗浄排水管 1000の配管の竣 工図(CAD図)を開示して下さ い。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
116	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	洗浄排水池への給水管( 50、100)の竣工図(CAD図) を開示して下さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
117	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	排泥池返送管 100の配管の 竣工図(CAD図)を開示して下 さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
118	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配管 図(既設)	図面番号 K005	-	洗浄排水池南側既設マスの竣 工図(CAD図)を開示して下さ い。	質問回答No.100をご参照くだ さい。
119	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 2	九頭竜浄 水場配線 図(既設)	図面番号 K006	-	電源配線(既設)、制御配線 (既設)の竣工図(CAD図)を開 示して下さい。	質問回答No.100をご参照くだ さい。

「要求水準書」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
120	39	閲覧資料 一覧	閲覧資料 4	用地 平面図	-	-	<p>閲覧資料4の測量図において、高さ等の表示がございませんが、高さを明示した資料はご提供いただけるのでしょうか？</p> <p>高さの表示が無い図面では、提案資料の作成ができません。</p> <p>また、高さ表示の記載資料が無い場合には、現地にて、測量またはドローンによる調査を実施してもよろしいでしょうか？</p>	<p>高さがわかる資料はありません。</p> <p>また、測量またはドローン撮影は原則として可能とします。</p> <p>ただし、関係法令の遵守、安全管理、第三者及び周辺施設への配慮を前提とし、事前に市の承諾を受けた場合に限りです。</p>
121	43	添付資料 3	-	-	-	地盤・地下水位条件	<p>追加地質調査等により、地盤・地下水位条件が「R4 水委010 号 九頭竜浄水場更新地質調査業務委託」と異なる場合は、設計変更対象という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>市と協議の上、決定します。</p>

## 「落札者決定基準」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	-	-	-	-	-	-	提案書作成の準備として、新設用地周辺をドローン撮影させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。	新設用地周辺のドローン撮影は原則として可能とします。ただし、関係法令の遵守、安全管理、第三者及び周辺施設への配慮を前提とし、事前に市の承諾を受けた場合に限りです。
2	2	第2	2	(4)	-	定量化審査（性能評価）	浄水場の建設工事を提案工期より早期に完成させた場合、事業者側にインセンティブ（例えば、工事成績評価の加点やプロフィットシェア）が与えられますか。	浄水場の建設工事を提案工期より早期に完成させた場合、工事成績評価における加点については、関係規程等に基づき、施工状況等を踏まえて適切に評価することを検討しています。なお、プロフィットシェアは予定していません。

「様式集」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	21	様式-2	-	-	-	参加表明書 共同企業体の協定書	本事業参加にあたり、乙型共同企業体での参加を予定しております。参加表明書に「共同企業体の協定書」の添付が求められており、国土交通省の「特定建設工事共同企業体協定書(乙)」を雛形に作成します。分担工事額につきまして参加表明書提出時には確定できない状況で、「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」につきましては、金額未確定と記載又は未添付でもよろしいでしょうか。	共同企業体協定書は添付してください。 協定書第8条に基づく協定書については、分担工事額が未確定であっても、その旨を記載した上で提出してください。
2	27	様式-7	-	-	-	-	設計業務を行う企業を構成企業とする場合において、管理技術者や照査技術者に係る調書の提出は不要でしょうか。また、必要な場合の様式は任意との理解でよいでしょうか。	様式11-7は統括責任者及び監理技術者に係る調書であり、設計業務を行う企業の管理技術者や照査技術者に関する調書とは異なります。 よって、設計業務を行う企業を構成企業とする場合、入札説明書(修正版)P.14 3(1)ケで求められている技術士や一級建築士の資格を有する技術者の情報については、様式11-7に加筆していただくか、別途任意様式で作成した調書を提出してください。
3	27	様式-7	注1	-	-	監理技術者	監理技術者について、機器製作期間と現場期間で分ける事は可能でしょうか。分けることが可能な場合、様式 7への記載方法を御教示ください。 また、複数名記入した場合は、候補者を複数名記入して構わないということでしょうか。	監理技術者について、機器製作期間と現場期間で分けて記載することは可能です。その場合、様式11-7の「配置予定の者」の欄に、それぞれの期間を担当する監理技術者の氏名と担当期間を明記してください。複数名の候補者を記入していただいても構いません。
4	27	様式-7	注1	-	-	配置予定の統括責任者及び監理技術者に係る調書	「本調書に複数名の者を記入して提出した場合」と記載されておりますが、配置可能な候補者は何名でも記載して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	27	様式-7	注1	-	-	監理技術者	落札決定後に追加・差替えは認めない、とありますが、本事業における機械電気設備工事は契約から約5~6年後を想定しており、記載した管理技術者が配置できない場合は、同等の資格者であれば差替えを認めていただけませんか。	配置予定技術者については、原則として提案時に記載した者を配置してください。なお、複数名の候補者を記載していただいても構いません。 また、やむを得ない事情により配置が困難となった場合、同等以上の資格及び実績を有する者への変更については、市と協議の上、決定します。

「様式集」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
6	27	様式-7	注1	-	-	配置予定の統括責任者及び監理技術者に係る調書	本事業の土木工事着工時期は、契約から約2年後と考えられ、記載した技術者が配置できない場合、同等の資格者を配置すれば問題ないでしょうか。又は、統括責任者以外の監理技術者については、同等の資格者であれば、差し替え可能としていただけないでしょうか。	質問回答No.5をご参照ください。
7	27	様式-7	注1	-	-	配置予定の統括責任者及び監理技術者に係る調書	本事業の建築工事着工時期は、契約から約3～4年後と考えられ、記載した技術者が配置できない場合、同等の資格者を配置すれば問題ないでしょうか。又は、統括責任者以外の監理技術者については、同等の資格者であれば、差し替え可能としていただけないでしょうか。	質問回答No.5をご参照ください。
8	27	様式-7	注1	-	-	配置予定の統括責任者及び監理技術者に係る調書	管工事の着工は契約から約2年後と考えられます。配置予定技術者が配置出来ない場合、同等の資格者であれば交代してもよろしいでしょうか。	質問回答No.5をご参照ください。
9	27	様式-7	注2	-	-	直接的雇用関係がわかるもの	<p>応募者の参加資格について、参加資格を有しているかについて確認する。とありますが、確認の為の提出資料の内、技術者の雇用を証明する書類として、下記の内最も該当する書類をご教授願います。</p> <p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 雇用年月日（被保険者となった日）、本人氏名あり、事業所の記載はございます。入社時に発行される書類のため、有していることで雇用されていることの証明になりますが、直近の日付等の記載はございません。</p> <p>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 雇用年月日の記載なし、本人氏名、事業所は番号の記載あり。 毎年発行されるため令和7年発行のものがあり、直近の日付を確認できません。</p> <p>雇用証明書または在籍証明書 雇用年月日～直近の日付まで網羅していますが、公共機関発行ではありません。</p>	<p>技術者の雇用を証明する書類について、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」は雇用関係が確認できるものとして提出可能ではありますが、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」が直近の雇用状況が確認できるため、最も望ましいです。</p> <p>また、「雇用証明書または在籍証明書」については公的機関が発行したものではないため、不可とします。</p> <p>なお、これらの詳細は市ホームページ「入札の広場」新着情報25/12/2付をご確認ください。</p>

「様式集」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
10	27	様式 -7	注5	-	-	配置予定の統括責任者及び監理技術者に係る調書	「本事業の開始日までに重複関係が解消」と記載されていますが、契約後の設計開始から完了まで、約2年程度の期間を要すと考えます。また、工事着手時期は、工種毎に異なります。「開始日」の設定について、設計期間完了時若しくは工種毎の着工日としていただけないでしょうか。	「開始日」の設定については、建設業法等の法令を遵守し、かつ事業運営に支障がない範囲において、適切に設定していただいて差し支えありません。なお、統括責任者は設計から工事に至る業務全体を総合的に調整・管理する役割を担うため、その職務の性質上、設計開始日からの配置を基本としてください。
11	57	様式 -16	-	-	-	地下水取水施設（浅井戸、深井戸）への影響	地下水取水施設（浅井戸、深井戸）は、常時稼働しているのでしょうか。点検等で停止する場合はその頻度や停止台数についてご教示ください。	地下水取水施設（浅井戸、深井戸）は、常時稼働ではありません。また、点検等で停止する場合はその頻度や停止台数については、追加しました閲覧資料14 取水施設ポンプ運転時間 月報をご確認ください。

「基本協定書(案)」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第2条	-	-	-	解釈等	技術的対話の質問回答書（発注者が[令和8年9月 日付]で公表したもの。以下同じ。）と定義されていますが、入札説明書P.10に「申込者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申し出された内容については、個別に回答する場合があります」と記載されています。この個別に回答された内容についても基本協定書(案)等に適用される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	第2条	2	-	-	解釈等	「同一文書内で記載に齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。」とありますが、「発注者の解釈」の部分で「発注者の合理的な文言の解釈」へと変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	6	第10条	3	-	-	秘密保持義務	(1)から(5)までの対象者に対する開示の際は、相手方にもその都度事前の通知が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

「基本契約書(案)」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第11条	-	-	-	設計・工事請負契約の締結	「[本基本契約の締結と同時に]」と、[ ]が記載されていますが、この[ ]に特段の意味はございますでしょうか。	落札された事業者との協議において、今後のスケジュール変更があった場合には[ ]内を適切な内容に変更しますが、変更がない場合には[ ]は削除します。

「設計・工事請負契約書(案)」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1条	2	(2)	-	基本設計図書	入札公告時に公表された基本設計の内容については、あくまで参考と捉えております。そのため、事業者が受注後にその内容を見直し、見直した内容にて発注者様より承諾をいただいた場合、当初の基本設計の内容は本契約に適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施設計図書で提案・記載がなく、基本設計図書のみにおいて提示されている事項については、基本設計図書も設計図書として契約書類の一部になります。(約款第1条第3項(5))
2	1	第1条	2	(2)	-	基本設計図書	発注者が参考として提供した基本設計は、契約に適用される書類となるのでしょうか。	実施設計図書で提案・記載がなく、基本設計図書のみにおいて提示されている事項については、基本設計図書も設計図書として契約書類の一部になります。(約款第1条第3項(5))
3	1	第1条	2	(2)	-	基本設計図書	事業開始後、事業者にて基本設計を見直し、承諾された場合は、見直した基本設計が契約に適用され、発注者が参考として提供した基本設計は契約に適用されない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施設計図書で提案・記載がなく、基本設計図書のみにおいて提示されている事項については、基本設計図書も設計図書として契約書類の一部になります。(約款第1条第3項(5))
4	2	第1条	3	-	-	総則	「当該各文書につき、同一文書内で記載に齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。」とありますが、「発注者の解釈」の部分「発注者の合理的な文言の解釈」へと変更していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
5	3	第1条	17	-	-	総則	共同企業体のある構成員が発注者に対して持つ債権と発注者に対して負う債務を相殺してもなお構成員に債務が残ると、構成員間での二重支払いが発生するがあるため、「また」以降の文言は削除いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
6	7	第10条	7	-	-	管理技術者、照査技術者	管理技術者及び照査技術者に必要な要件は求められていない理解でよろしいでしょうか。	設計業務を行う企業の管理技術者や照査技術者については、入札説明書(修正版) P.14.3(1)ケaで求められている技術士に該当します。
7	7	第11条の2	3	-	-	地元住民対応	苦情等に対応するため受注者に協力を求めたとき・・・とありますが、受注者が協力すべき内容は具体的にどのような事を想定されているのでしょうか。	基本的には、苦情等に対応するために必要な資料の作成および説明会への出席等を想定しています。

「設計・工事請負契約書(案)」に関する質問回答

No	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
8	7	第11条の2	4	-	-	地元住民対応	合理的な範囲を超える費用については、発注者が負担すると思いますが、合理的な範囲とはどの程度を想定されているのでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
9	7	第11条の2	4	-	-	地元住民対応	発注者が負担を行う「合理的な範囲を超える費用」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
10	7	第11条の2	7	-	-	地元住民対応	「受注者が提案した内容又は受注者が実施する業務に起因する事項に対し地域住民からの苦情等を受けた場合」の費用は一律受注者負担ではなく、協議とさせていただきますでしょうか。	原則として、原案の通りとします。ただし、その時々状況を勘案しての協議となります。
11	7	第11条の2	8	-	-	説明会	発注者が実施する周辺住民向けの説明会の実施頻度はどのくらいを想定されていますでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々状況を勘案しての協議となります。
12	13	第25条	-	-	-	請負代金額の変更	請負代金額の変更対象として、設計や工事監理に係る費用も対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	20	第39条	-	-	-	支払限度額	現時点で各年度の支払限度額はなく、各年度の支払限度額は提案によって設定される理解でよろしいでしょうか。	各年度の支払限度額は、事業者の提案書(出来高予定額)に基づいて市が決定します。
14	33	特記規定	第13条	-	-	予定価格	本事業予定価格について「約款第25条第3項の変動後残工事代金額の算出は、本事業に係る入札公告日を起点」としていますが、公告から契約締結まで約1年ございます。この間に物価変動等が発生した場合の取り扱いを御教示下さい。	予定価格は入札公告日時点のものであり、入札公告日時点から物価変動等が発生した場合には、契約締結後に第25条第2項又は第25条第3項の協議に基づき適宜見直しの対象となります。
15	34	別紙1	-	-	-	モニタリング	モニタリングについて、別紙1を遵守していれば、具体的な実施内容や実施体制は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。